

令和4年第3回八峰町議会臨時会会議録

令和4年4月28日（木曜日）

議事日程第1号

令和4年4月28日（木曜日）午前10時開会

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第5 選任第1号 常任委員の選任について

追加日程第6 常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第7 選任第2号 議会運営委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第9 選任第3号 議会広報編集委員の選任について

追加日程第10 議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加日程第11 選挙第3号 能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙

追加日程第12 選挙第4号 三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙

追加日程第13 選挙第5号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第14 選挙第6号 八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙

追加日程第15 諸般の報告

追加日程第16 議案第36号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）

追加日程第17 議案第37号 専決処分事項の報告について

（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

追加日程第18 議案第38号 専決処分事項の報告について

（八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について）

追加日程第 19 議案第 39 号 専決処分事項の報告について

(令和 3 年度八峰町一般会計補正予算 (第 12 号))

追加日程第 20 議案第 40 号 専決処分事項の報告について

(令和 3 年度八峰町営診療所特別会計補正予算 (第 4 号))

追加日程第 21 議案第 41 号 物品の取得について

追加日程第 22 議案第 42 号 令和 4 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)

追加日程第 23 議案第 43 号 八峰町副町長の選任について

追加日程第 24 議案第 44 号 八峰町監査委員の選任について

追加日程第 25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

追加日程第 26 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員 (12 人)

1 番 笠原吉範	2 番 伊藤一人	3 番 奈良聡子
4 番 芦崎達美	5 番 水木壽保	6 番 菊地薫
7 番 腰山良悦	8 番 見上政子	9 番 須藤正人
10 番 門脇直樹	11 番 山本優人	12 番 皆川鉄也

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

町長	森田新一郎	副町長	日沼一之
教育長	川尻茂樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人
税務会計課長	成田拓也	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	石上義久	教育次長	山本節雄
学校教育課長	山内章	産業振興課長	山本望
農林振興課長	浅田善孝	建設課長	石嶋勝比古
農業委員会事務局長	工藤善美	生涯学習課長	今井利宏
あきた白神体験センター所長	菊地俊平	防災まちづくり室長	内山直光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狹正和	福祉保健課副課長	成田公誠

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議会事務局長（佐々木高君） 皆様、改めましておはようございます。議会事務局、佐々木です。

本臨時会は、八峰町議会議員一般選挙後初めての議会となります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

腰山良悦議員をご紹介します。腰山議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（腰山良悦君） ただいま紹介いただきました腰山でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第3回八峰町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

朗読させます。佐々木議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（佐々木高君） 朗読の前に皆様にもお願いいたします。

お手元の選挙第1号ですが、臨時議長名には腰山良悦と。また、議長が選出された後は、選挙された者の氏名と書かれている右側の空欄部分に、選出された議長の氏名のご記入をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

選挙第1号、議長の選挙。

地方自治法第103条第1項の規定により八峰町議会議長を選挙する。

令和4年4月28日提出

八峰町議会臨時議長 腰山良悦

○臨時議長（腰山良悦君） この選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（腰山良悦君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、2番伊藤一八君、3番山本優人君、4番芦崎達美君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（腰山良悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（腰山良悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○臨時議長（腰山良悦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（腰山良悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（腰山良悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（腰山良悦君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、皆川鉄也君7票、菊地 薫君5票。

以上のおりであります。

公職選挙法第95条を準用するこの選挙の法定得票数は3票です。したがって、皆川鉄

也君が議長に当選されました。

投開票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（腰山良悦君） ただいま議長に当選されました皆川鉄也君が議場におられます。八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

当選された皆川鉄也君は演台にお進みになり、就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

ただいま議員各位の温かいご推薦をいただきまして、八峰町第5代目の議長に就任することになりました。身に余る光栄でございますが、反面、責任の重大さを痛感いたしておるところであります。

私はまだ議員生活、今度4期目ということで、議員生活も浅く、浅学非才の身ではございますけれども、かくなる上は町当局と一致協力しながら議会運営に努めてまいりたいというぐあいに思っております。まずは町民の生命と財産を守り、住民福祉の向上、あるいは地方自治確立のためのこういったことを町当局と歩調を合わせながら、時には厳しい議論も交わしながら、しかし建設的な前向きの議会運営を図ってまいりたいというぐあいに思っております。前門協議長同様のご厚誼と、報道機関の皆さんをはじめ、この後ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げますとともに、叱咤激励を賜りますようお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（腰山良悦君） 皆川議長、議長席にお着き願います。12番議員は1番の席にご移動願います。

これで私の臨時議長としての役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議長（皆川鉄也君） それでは、これより議事を進めます。

はじめに、ただいま提出しております追加日程を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席につきましては、4月21日に開催した議員懇談会での申し合わせのとおり、ただ

いま着席のとおり指定することといたします。また、同じく申し合わせのとおり、議長席を12番、副議長席を11番とします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) 朗読の前にお願いたします。

この後、選挙案件、選挙第6号まで続きますが、議長名には皆川鉄也と。また、選挙及び選任された者の氏名には、それぞれの氏名をご記入をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

選挙第2号、副議長の選挙。

地方自治法第103条第1項の規定により八峰町議会副議長を選挙する。

令和4年4月28日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

○議長(皆川鉄也君) この選挙は単記無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(皆川鉄也君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○議長（皆川鉄也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（皆川鉄也君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。有効投票11票、無効投票1票。有効投票のうち、山本優人君10票、見上政子さん1票。

以上のおりであります。

公職選挙法第95条を準用するこの選挙の法定得票数は3票です。したがって、山本優人君が副議長に当選されました。

投開票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいま副議長に当選されました山本優人君が議場におられます。

ただいまの副議長選挙において副議長に当選されたことを、八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

副議長に当選されました山本優人君は演台にお進みになり、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（山本優人君） 皆さんおはようございます。そして、ありがとうございます。

不肖山本優人、議員生活も10年以上務めておりますが、議会運営に関しましてはまだまだ未熟者であります。これから皆川議長、そして先輩議員の指導、そして同僚の議員

の協力を得て、議会がこれからも活発に議論されることを皆さんとともに進めたいというふうに思いますので、今後もよろしくお願いたしたいと思います。どうも。

○議長（皆川鉄也君） 副議長は11番の席に、11番議員は3番席にご移動をお願いします。

追加日程第5、選任第1号、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項及び第4項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任については、当職より指名いたします。

総務民生常任委員には、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、6番菊地 薫君、10番門脇直樹君、12番皆川鉄也の6名を、教育産業建設常任委員は、1番笠原吉範君、5番水木壽保君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、11番山本優人君の6名をそれぞれ選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会においては、八峰町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

.....
午前10時31分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に常任委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） ご報告いたします。

総務民生常任委員会委員長には菊地 薫議員、同副委員長には奈良聡子員が、教育産業建設常任委員会委員長には笠原吉範議員、同副委員長には水木壽保議員が互選されま

した。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 各正副委員長におかれましては、それぞれの委員会において存分にご活躍くださるようご期待いたします。

追加日程第7、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項及び第4項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員の選任については、当職より指名します。

議会運営委員には、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議員委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

.....
午前10時34分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第8、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に議会運営委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には水木壽保議員、同副委員長には見上政子議員が互選されましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 正副委員長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

追加日程第9、選任第3号、議会広報編集委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員の選任については、議会広報発行規程第3条第2項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員の選任については、当職より指名いたします。

議会広報編集委員には、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、8番見上政子さん、11番山本優人君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

八峰町議会広報発行規程第4条第1項及び第2項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

.....
午前10時38分 再開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第10、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

本席に議会広報編集委員会の正副委員長の互選結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。佐々木議会議務局長。

○議会議務局長（佐々木高君） ご報告いたします。

議会広報編集委員会委員長には山本優人議員、同副委員長には奈良聡子議員が互選されました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 正副委員長におかれましては、議会だよりの編集と議会の広報活動にご活躍くださいますようご期待いたします。

追加日程第11、選挙第3号、能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙及び追加日程第12、選挙第4号、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙の2件は、いずれも各組合議会の出向議員に関する件であります。

お諮りします。選挙第3号及び選挙第4号については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第3号及び第4号は、一括して議題とすることに決定しました。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各組合出向議員の選挙は、指名推薦で行うことと決定しました。

お諮りします。指名の方法については、当職より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職より指名することに決定しました。

お諮りします。能代山本広域市町村圏組合議会議員に、4番芦崎達美君、9番須藤正人君の2名を、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員に、3番奈良聡子さん、8番見上政子さんの2名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した4番芦崎達美君、9番須藤正人君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、3番奈良聡子さん、8番見上政子さんを三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま当選されました議員の皆さんにおかれましては、それぞれ組合議会において存分に活躍されますようご期待申し上げます。

追加日程第13、選挙第5号、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題と

します。

朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） ご説明いたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、当該市町村の長及び議員のうちから1名を、地方自治法第118条の例により投票または指名推薦により選出することとなっております。当該広域連合議員の任期は、同規約第9条第1項で関係市町村の長または議会の議員としての任期によると規定されていることから、新たに選出する必要があり、本日ご提案するものであります。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、当職より指名することに決定しました。

お諮りします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員については、森田町長を指名し、当選人としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、森田町長がその当選人となることに決定しました。

追加日程第14、選挙第6号、八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題とします。議案の朗読を省略します。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は当職より指名したいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、八峰町選挙管理委員には、工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、小林金則さんの4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名を八峰町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4名が八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に、八峰町選挙管理委員補充員を指名します。第1順位、加賀洋子さん、第2順位、山本友文さん、第3順位、小林岳央さん、第4順位、山内美春さんの4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名が順位順に八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。

休憩します。10時55分から再開いたします。

午前10時46分 休憩

.....
午前10時55分 再開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第15、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 本日、改選後の初議会となる令和4年第3回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは、このたびの八峰町議会議員一般選挙において、町民の皆様の信頼と期待を受

け、見事ご当選を果たされました議員の皆様に対し、改めて心からお祝いを申し上げます。

また、私も、このたびの八峰町長選挙において、町民の皆様をはじめ多くの方々の温かいご理解とご支援をいただき、八峰町長として2期目の町政を担うことになり、改めて責務や町民の皆様の負託の重さと将来に対する危機感を強く認識しながら、町民の皆様に満足していただけるような結果にこだわりたいと強く決意しているところであります。

八峰町は今、「これまでの2倍のスピードで進んでいく人口減少」、「年間出生者数が1桁になるかもしれない極端な少子化」、「誰も経験したことがない極端な高齢化」という3つの基本問題に直面しており、地域活力や地域産業、地域コミュニティなど、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

私はこれまで、「元気な八峰町」、「将来的にも夢と希望がある八峰町」を実現するには、3つの基本問題に真正面からチャレンジしていかなければ活路は開けないと考え、「5つの重点」を政策推進の基本に据えながら様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら今回は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の災いが目の前にあり、かつ私たちの能代山本においても猛威を振るっておりますので、まずは新型コロナウイルス感染症対策として、「オミクロン株」への感染防止対策を徹底するとともに、3回目のワクチン接種のスムーズな実施、コロナ禍で影響を受けた事業所等への経済的支援などにしっかり取り組んでまいります。

その上で、引き続き「5つの重点」を政策推進の基本に据えながら、3つの基本問題に積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は、若い方々への支援であります。結婚、妊娠、出産から育児、教育までの幅広い分野の支援策をより一層充実するとともに、特に結婚応援については、コロナ禍のため十分な取り組みは困難でしたが、八峰町に住んでいる20代や30代の独身の方々が、20年後に40代や50代の独身ということにならないよう、個人のプライバシーを尊重しつつも地域ぐるみで取り組んでいく必要があると考えております。

2つ目は、子どもたちへの支援です。子どもはいつの時代にあっても私たちの宝物ですし、地域にとっても宝物であります。コミュニティースクール事業を通じて、学校や家庭だけでなく地域も一体となって、自分が生まれたふるさとに自信と誇りと愛着を持った子どもたちを育ててまいります。

3つ目は、八峰町の基幹産業である農林漁業への支援であります。後継者確保対策や農作業の効率化に繋がる「ほ場整備」を促進するとともに、ギバサやサーモン等のつくり育てる漁業を強力に進めながら、農林漁業の持続的発展を図ってまいります。

4つ目は、高齢者や女性への支援であります。若い大人の方々が大変少ない社会においては、元気な高齢者や女性が輝くチャンスを迎えていると考えます。秋田県とともに健康寿命を延ばす運動を積極的に推進しながら元気な高齢者の方々を増やし、こうした方々と女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

5つ目は、「高齢になっても、障害があっても、認知症になっても、住み慣れたところで安心して誇りをもって暮らせる八峰町づくり」であります。高齢者のほとんどは元気な方々ですが、高齢になるにつれ福祉や介護や認知症などを心配する方々や、障がいをもった子どもやその親御さんたちの高齢化という心配もありますので、こうした方々の思いにも留意しながら取り組んでまいります。

さらに、1期目に芽を出すことができた空き家対策や巡回バス、ギバサやサーモンの増養殖などにより一層磨きをかけながら、2期目で力を入れることとしているバス事業者と連携した巡回バスの本格運行や、道の駅「はちもり」の御所の台エリアへの移転を契機としたこのエリア全体の整備推進、ギバサやサーモン等のつくり育てる漁業の強力な推進や、「親亡き後」を見据えた障がい者の地域生活拠点づくりなどの「10の取り組み」を着実に実行するとともに、第2次八峰町総合振興計画や第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な進展を図ってまいりたいと考えています。

八峰町が大変厳しい局面に直面している今こそ、議員の皆さんと対等な立場に立って、お互いを尊重し議論を交わしながら、八峰町の更なる前進に向け取り組んでいく時だと思っておりますので、様々な角度からご提言をいただくなど、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第36号、専決処分事項の報告については、「八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第37号、専決処分事項の報告については、「八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第38号、専決処分事項の報告については、「八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」の専決処分報告であり、令和3年度までとなっていた新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例期間を令和4年度まで延長するものであります。

議案第39号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告であり、既定額から6,341万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を67億2,784万8,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、県支出金、起債などの確定に伴う補正で、歳出については、事業確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第40号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告であり、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に対する国庫補助金の確定に伴う歳入の組替補正であります。

議案第41号、財産の取得については、除雪ドーザ購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的収入及び支出の予定額に820万円を追加して、資本的収入の予定額を2億932万3,000円、資本的支出の予定額を2億4,435万6,000円とするものであり、内容は、畑谷地区配水管布設替工事の追加であります。

議案第43号、八峰町副町長の選任については、八峰町副町長に日沼一之氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第44号、八峰町監査委員の選任については、八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員に門脇直樹氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は9件であります。

詳細については各議案提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 追加日程第16、議案第36号、専決事項の報告について（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

令和4年4月28日

八峰町長 森 田 新一郎

専決処分第3号、専決処分書です。

八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページからが改め文となっております。

その前に、改正の理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律、令和4年法律第1号、同法施行令等の一部を改正する政令及び同法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることになったため、これに伴いまして八峰町税条例等の一部を改正するものです。

今回の改正につきましては、国の令和4年度税制改正におきまして、土地に係る固定資産等負担調整措置の変更、法人事業税に係る特例措置の拡充、個人住民税における住宅借入金等特別控除の延長等をはじめとした改正が行われました。

これらの中で町税に関わる主なものについてご説明いたします。

別添資料のタブレットにあげております新旧対照表をご覧くださいと思います。

ページ進みまして10ページまでお願いします。

10ページの中段にあります附則第5条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別控除です。個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用期間については、これまで令和3年までとされていましたが、今回の改正により令和7年まで4年間延長されました。また併せて、控除期間は最長で令和10年度からのものが令和20年度までとなりました。このほかにつきましては、法律等の改正に伴います現行規定の定義づけや条項のずれ、文言等所要の規定を整備する内容となっております。

簡単ではありますが、説明は以上です。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議

くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私たちにこの書類がタブレットで提供されたんですけども、非常に分かりにくい。これを理解できる人はどのくらいいるかなと思われるような、非常に分かりにくいので、もう少し簡潔に、各項目ごとにどのように変わったのか、どういう通達があったのか、その当町にはどの部分に関係するのかということ、やっぱりもう少し分かりやすく出してほしいと思います。で、まあ私も何時間悩みましたけれども、この中にあります固定資産税の部分とかそういうのを担当課に聞いてようやく分かったんですけども、この商業地とか0.5から0.25とかこういう数字の場合でも、もうちょっと補足して別の資料をこう出してもらいたいなど、そのように思います。株式配当とか分離課税になってるので、その辺が何か我々には分かりにくいのと、それから、既にもう税金の申告の時にもう行われているような、そういうふうな項目まで載っているので、これが、今これが出されたのか、もうちょっと早くこういうものが出されていなかったのかどうか。ちょっと、その辺ちょっと説明してもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、ページ数でいけばだいぶあるわけですけども、住民の皆様に関係が深いもののみ説明させていただきました。全てにおきましてもう少し分かりやすいものということですので、今後そういった資料も用意したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、固定資産税のお話がありました。昨日も当課にいただいてご説明したわけですけども、固定資産税の負担調整額の制度につきましては、土地が急激な価格が上昇した場合に納税者の方の負担を軽減するという意味の負担調整になっておりまして、価格が上昇した場合に上昇幅の5%、これまで5%までの上昇にみるといったものが、今回2.5%というような負担、上がり幅を抑えるというような意味のものになってございます。

ただ、当町におきましては、土地の上昇が見込まれる、または実際に上がっているところはございませんので、直接関係する部分はございません。

といったことで、今後はそういった詳しいものを説明する方向でよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

追加日程第17、議案第37号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第37号につきましてご説明いたします。

議案第37号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

令和4年4月28日

八峰町長 森 田 新一郎

専決処分第4号。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

本改正の理由です。地方税法等の一部を改正する法律等の公布を受け、令和4年4月1日から施行されることとなったことから、本条例の一部を改正するものです。

次のページから八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め文ですが、今回の改正には主なものが2つございます。1つは国保税の課税限度額の見直しと、もう一つは未就学児に係る国保税額の均等割額の減額措置です。

1つ目の課税限度額の見直しは、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が現行の「63万円」から「65万円」に2万円の増、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が現行の「19万円」から「20万円」に1万円の増、それぞれ引き上げられました。

なお、介護納付金課税額につきましては、現行の17万円から変更はありません。

2つ目の未就学児に係る均等割額の軽減措置については、課税額の2分の1が公費負担されることとなりました。例えば7割軽減を受けております未就学児の場合は、残りの3割分の半分が減額されることとなりますので、トータルでは8.5割の軽減が受けられるということになります。7割軽減の方が8.5割、5割軽減の方は7.5割、それから2割軽減を受けてる方は6割の軽減というふうな形になります。

最後に、最終ページの附則をご覧いただきたいのですが、附則第21項に係る内容です。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例期間についてですが、昨年度の改正同様、令和3年度までとなっていたものを、このたび令和4年度までさらに1年間延長されるといった内容になっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国の通達、定めで、こういうふうなことになってしまったんでしょうけども、実質的には国保税が値上がりするということに対して専決処分ということは大変遺憾であります。平等割が1万9,000円から2万、ん、19万円から20万円ということで値上げ、それから、所得割が63万円、限度額が2万円上がるということです。均等割は予算にも出てましたので、その実情はよく分かるんですけども、この平等割でどのくらいの人たちがこれの影響を受けるのか。全世帯に関わることだと思いますので、その辺の世帯数と見込み額、それから63万円から限度額が65万円になるということでもどのくらいの人たちが影響を受けるのか、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの見上議員の質問にお答えいたします。

課税限度額の引き上げに関する質問でよろしいですね。

○8番（見上政子さん） はい。

○税務会計課長（成田拓也君） なぜこのタイミングになったのかということもある、の中で、国保税につきましては、これから7月の課税になるものだというので、4月1日からの施行に合わせて今回改定なっているとということです。

それから、全体の受ける影響額でしょうか。

○8番（見上政子さん） はい。

○税務会計課長（成田拓也君） したがって、令和4年度の対象者につきましてはまだ未確定ですので、あくまでも令和3年度、前年の対象者について試算いたしますと、いわゆる医療分に係る方が17世帯、これが2万円の増、それから後期高齢の支援分、こちらが22世帯の1万円となりますので、およそ試算でいけば56万円程度、56万円増額なるとということです。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 実質的な国保税の値上げに繋がりますので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。この採決は起立で行います。本案については原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

追加日程第18、議案第38号、専決処分事項の報告について（八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第38号についてご説明させていただきます。

議案書の15ページでございます。

議案第38号、専決事項処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和4年4月28日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページでございます。

専決処分第5号、専決承認書。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページが条例の改め文でございます。

この改正につきましては、昨年度も同様の改正を行っている次第です。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者等に係る介護保険料の減免措置が令和4年度においても継続することが決定されたことから、本条例の所要の改正が必要となり、改正したものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって介護保険被保険者である主たる生計維持者の事業収入等が大きく減収した場合の介護保険料の減免措置を行うもので、現在規定されております当該年度分を令和4年度まで、そしてその期限を令和5年3月31日まで1年間繰り延べする改正となっております。

なお、減免の基準等関係するその他の取り扱いも含めて、規定内容に変更はございません。

この条例は、公布の日から施行し、改正附則の規定は、令和4年4月1日から適用いたします。

議員の皆様におかれましては、後で条例の改め文と提出資料の新旧対照表を比較しながらお目通しいただければと思っております。

説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認すること
にご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり承認
されました。
追加日程第19、議案第39号、専決処分事項の報告について（令和3年度八峰町一般会
計補正予算（第12号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第39号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。
議案第39号、専決処分事項の報告について。
地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町一般会計補正予算（第12
号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の
承認を求めるものでございます。

令和4年4月28日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和3年度八峰町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,341万2,000円を減額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ67億2,784万8,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の追加、第3条では地方債の変更と廃止を定めております。

5ページをお開きください。

繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

10款教育費6項保健体育費の学校給食共同調理場温水ボイラー更新事業につきまして

は、3月14日に温水ボイラーからの水漏れを発見いたしました。春休みと夏休みに定期点検を行っている業者に連絡し、本来春休みに行っている点検を急ぎよ同日に行ってもらう形で対応していただきましたが、原因はボイラー本体内部の腐食による水漏れであり、修繕では対応できないとのことでありました。更新までの間に使用できる代替品を探していただきましたが、残念ながら見つかることができませんでした。早急な対応が必要であることから、更新費として297万円を追加補正し、併せて年度内の完成が見込めないことから事業繰越とするものでございます。

6ページをお開きください。

地方債の変更及び廃止につきましては、「第3表 地方債補正」に記載しております。

1、変更につきましては8事業ありますけれども、それぞれ対象事業費の実績見込み額がまとまったことに伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

2の廃止につきましては、農業施設災害復旧事業において、当初起債を充当財源とすることとしておりましたが、国庫補助金の対象となったことから財源を変更し廃止したものでございます。

なお、詳細につきましては、24ページから27ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正部分について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたしますが、このたびの補正につきましては、年度末における歳入額の確定及び支出見込み額の精査によるものでございますので、主な補正部分のみご説明させていただきます。

まず歳入ですが、10・11ページお開き願います。

まず歳入ですが、2款地方譲与税から、以降少し進みまして16・17ページの12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも令和3年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

16・17ページですが、次の13款分担金及び負担金と14款使用料及び手数料につきましては、利用及び使用実績に伴う補正でございます。

15款国庫補助金1項国庫負担金につきましては、事業費の確定に伴い、1目民生費国庫負担金及び2目衛生国庫負担金の補正でございます。

18・19ページお開きください。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金から3目衛生費国庫補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。5目土木費国庫補助金につきましては、今冬

の豪雪により例年より除排雪に経費がかかり増したことによる交付金及び補助金の追加補正でございます。6目災害復旧費国庫補助金につきましては、先ほど地方債の廃止のところでご説明いたしましたが、農業施設災害復旧事業において、当初起債を充当財源することとしておりましたが、国庫補助金の対象となったことによる追加補正でございます。3項委託金につきましては、事業費の確定に伴う追加補正でございます。

16款県支出金1項県負担金から、以降また少し進みまして22・23ページの一番上ですが、17款財産収入2項財産売払収入までにつきましては、いずれも事業費等が確定したことによる補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金、いわゆるふるさと納税の令和3年度分の寄附金額の確定に伴う追加補正でございます。4目総務費寄附金につきましては、株式会社龍角散より生薬栽培推進事業へ企業版ふるさと納税として900万円の寄附をいただきましたので、追加補正するものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、各種交付金及び特別交付税の追加補正により財源不足額補填分として予算計上しておりました1億9,744万4,000円のうち、1億9,430万2,000円の減額補正でございます。2目雇用創出基金繰入金から6目中小企業融資斡旋資金等利子補給基金繰入金につきましては、それぞれの事業費の確定及び精算見込みに伴い、基金繰入金を補正するものでございます。

24・25ページをお願いします。

21款諸収入につきましては、それぞれ事業費の確定に伴う補正でございます。

22款町債につきましては、1項町債1目総務費から、以降26・27ページ、8目災害復旧事業債までは、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

28・29ページをお願いします。

このたびは3月31日付けの専決処分でありますので、概ねの科目について、事業費の確定及び精算見込みに伴い不用額が見込まれる部分での減額補正となっておりますので、その部分の説明は割愛させていただき、主な追加補正部分についてのみ説明させていただきます。

ずっと飛びまして64・65ページをお開き願います。よろしいですか。

教育費でございますけども、1件だけですので続けて私からご説明させていただきます

す。

10款教育費6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費につきましては、繰越明許費の追加のところでも先ほどご説明いたしましたけども、3月14日に温水ボイラーからの水漏れを発見いたしました。春休みと夏休みに定期点検を行っている業者に連絡して、本来春休みに行っている点検を急ぎよ同日に行ってもらう形で対応していただきましたけども、原因はボイラー本体内部の腐食による水漏れでありまして、修繕では対応できないとのことでありました。更新までの間に使用できる代替品を探していただきましたけども、残念ながら見つけることができず、早急な対応が必要であることから、更新費として17節備品購入費297万円の追加補正でございます。

68・69ページをお開き願います。2ページほど進みます。よろしいですか。

13款諸支出金3項基金費1目財政調整基金費につきましては、歳入歳出補正全体額調整のため、一般分として1億7,263万8,000円を、町有土地売却収入分として203万9,000円を、町有土地建物貸付料分として100万9,000円を、合わせて積立金1億7,568万6,000円の追加補正でございます。

なお、基金からの繰入額を減額と積立金を追加したことにより、財政調整基金の令和3年度末残高は、おおよそ31億7,186万3,000円になる見込みでございます。

8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、ふるさと納税の寄附額の実績が現計予算より多くなりましたので、それに併せ78万6,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 報告にありました、ちょっと繰越明許の学校給食の温水ボイラーなんですけれども、全部あそこ、学校給食の施設をリニューアルする時に、この温水ボイラーも新しくなったんでなかったかなと、ちょっとあれですけれども、これどのくらいの年数が経ってこういうふうになったのか。全部取り替えなくてはならなかったのか。リニューアルする時にいろいろ点検して不備なものは直したり、それから新しく屋外の方に何かあれは風除かな、いろいろこう造ったりしてあったのに、どうしてこうなったのかなっていうところなんですけれども、もしこれが学校給食をやってる最中だったらどのような影響あったのか、どのくらいの日数かかって元通りになったのかなど、

ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 見上議員の質問にお答えいたします。

この既設のボイラーについては、平成22年度、共同調理場改修工事にて設置されたもので、11年から12年、今経過したものとされております。リニューアル時にその点検とかおかしいとこで設備した方がいいんでないかというお話もあったんですけども、その時はまだだいぶ使える状況なので、そのまま現存のまま使用した状況でございます。

納期については、5月31日までの納期としております。その間支障があると思いますので、食缶とか大きい入れ物については、釜でお湯を沸かした中で洗浄いたしまして、小さい細かいお皿とかそういったものについては、紙、発泡系のものなんですけども、そちらのものでまず納期入るまで対応したいと思って、現在進めてやってる状況でございます。

できるだけ早く納入されるよう業者さんの方にもお願いしているところでありますので、何とぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 23ページのふるさと納税寄附金、先ほど何だっけ、龍角散からもらったと聞いた記憶がありますが、これに対しての条件とか使用目的とかそういうふうなものがあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） 山本議員の質問に私の方からお答えします。

こちらの方、企業版ふるさと納税の寄附金でございます。当町の企業版ふるさと納税の制度ですけれども、令和3年度から始まって、あ、令和2年度から行っております。で、今年度初めて寄附金あったわけなんですけれども、こちらのふるさと納税の企業版につきましては、町の方で事前に公表している事業についてお申し込みをいただくという形をとっております。で、その中で、町の中で想定している事業の事業費、その精算見込みに対して大体どれくらいの寄附金がいただけるかということの金額に基づいて精算した金額に見込んだ額を寄附金としてもらうこととしておりますので、こちらの場合、龍角散からの寄附金につきましては、全て生薬事業に対して使ってくださいということ

で申し込みをして、そしてうちの方で受けておりますので、全て生薬事業の財源に充てております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

追加日程第20、議案第40号、専決事項処分事項の報告について（令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第40号についてご説明させていただきます。

議案第40号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町営診療所特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和4年4月28日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページでございます。

専決処分第7号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

八峰町営診療所特別会計の補正予算

令和3年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条において、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,985万5,000円とする。

補正予算の内容につきましては、次のページ以降、事項別明細書についてご説明いたします。

3・4ページをご覧ください。

歳入です。先ほど議案第39号にて説明のありました一般会計に関連し、3款1項1目繰入金を58万9,000円減額し、6款国支庫出金1項国庫補助金を58万9,000円増額するものであります。

内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、2目新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金を活用したもので、この補助金は医療機関や薬局等を対象としたものでございます。町営診療所分及び町営歯科診療所分それぞれ8万円、計16万円、同じく3目医療供給体制施設整備交付金を活用したものが、オンライン資格確認システム導入補助金分、こちらが42万9,000円でございます。財源内訳を組み替えする補正でありますので、歳出予算の計上はございません。

議案第40号の説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第40号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

追加日程第21、議案第41号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

1. 物 品 名 除雪用ドーザ（2.0m³級）

2. 取 得 金 額 1,977万8,000円

3. 契約の相手方 住 所 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字萩ノ台5番地
26号

商号又は名称 幸和機械株式会社 峰浜営業所

代 表 者 名 営業所所長 笹本 郁生

4. 支 出 項 目 令和4年度八峰町一般会計

8 款土木費

2 項道路橋梁費

4 目除雪費

令和4年4月28日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の財産の取得に係る契約であり、議会の議決を要するものであります。

今年度は、昭和62年に購入した機械で一番古いものであります。最近では修理費が嵩んで経費が嵩んでおりますので、このたび更新することといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 入札調書調べみるとですね、これ納品月日が12月になってますけども、こういう余裕の納品期間でいいのですか。

○議長（皆川鉄也君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 昨年も除雪機械購入してありますが、昨年は11月末としていま

した。ただ、現在の社会情勢からいきまして納入に目処がつくのがなかなか難しいということで、1カ月余裕をもってやっております。ただし、今使ってる機械が使えないというわけではないので、納入期間までの間は現在使用している機械を使う予定であります。ただ、業者さんの方には、できるだけ早く納入していただくようお願いする予定であります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議会運営委員会で、ずっと通して議会の方をやってしまうというような申し合わせがあるようでございますので、引き続き議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

追加日程第22、議案第42号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和4年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、「（4）主要な建設改良事業」に次の項目を加える。

リ 畑谷地区配水管布設替工事 事業費 820万円

この事業については、位置についてはタブレットに添付している図面のところですが、畑谷から強坂に向かう路線であります。この区間については、これまでもたびたび漏水が発生していましたが、そこに漏水経緯が書いてありますが、29年度からは毎年漏水が発生しています。今回、このタイミングで補正予算をお願いすることになったのは、今年の2月、それから3月に続けてこの路線で漏水が発生したことにより、強坂地域をはじめ田中地域、畑谷地域の皆さんに大変なご迷惑をおかけしたことに鑑み、できるだけ早くこれを解消したい、この区間について解消したいということでありまして。この区間の配管は、耐用年数24年、あ、40年でありますけれども、その40年を迎えておりますので早急にやりたいという結論で行っております。

次に、第3条であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

歳入であります。1款資本的収入第1項企業債を820万円追加補正します。併せて、企業債の合計が8,220万円。

支出であります。第1款資本的支出第1項建設改良費、収入と同じ820万円の追加補正です。合計が9,794万8,000円です。

第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

次のページをお願いします。

起債の目的、簡易水道事業。補正前が7,400万円に対して、補正後8,220万円とするものです。

令和4年4月28日提出

八峰町長 森田 新一郎

この水道の現状を鑑み、ご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 漏水があって初めて古いものである、40年間使ったものであるということですが、今現在あちこちで漏水とかマンホールとか入れる、出てますけれども、これは漏水する前にチェックするとか、まあ住民の皆さんに迷惑かけないようにそういう対処をする方法とか、それから全体的に町全体として今、大雑把でいいので、こういうところがこれから頻繁に起こる可能性があるのかどうなのか、ちょっ

と教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 漏水状況ですけれども、全町的に古い管については、いつどこで漏水が起きてもおかしくないという状況です。ただし、八森地区については、下水道を整備する際に耐震性を備えたポリエチレン管に替えておりますので、そういうところについては漏水の可能性は低いんですけれども、以前整備してから管の入れ替えしてない、全町的にそういう箇所が何カ所か残っていますので、そこについては、いつどこでということ、土質の状況とか、あと車の往来の激しいところは条件次第で変わりますので、これを見極めることはちょっと困難です。ただ、今回の区間については、図面にも示しているとおりに頻繁に起こっているところですので、まあ計画には載ってたんなんですけれども、このタイミングでやらせていただきました。

昨年工事させていただいた薬王堂さんのある町道側ですけれども、ここについても漏水がたびたび見込まれていますので、そこから、あ、松源院さんから多目的集会所、八森多目的集会所、ここについても今年度設計を行って、次年度以降、更新計画を立てております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次の議題は副町長の選任案件でございますが、副町長には退出をお願いをいたしたいと思っております。

(副町長 日沼一之君 退出)

○議長（皆川鉄也君） 追加日程第23、議案第43号、八峰町副町長の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第43号、八峰町副町長の選任についてを説明いたします。

八峰町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字立石1番地、氏名は日沼一之さんで、昭和26年12月7日生まれです。

提案理由ですが、現副町長の日沼一之さんは、令和4年5月9日で任期満了となりますが、引き続き八峰町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

日沼さんは、消防や防災などの豊かな経験を持っている副町長として、暴風雨や暴風雪をはじめ山や海での遭難事故などにおいて、消防本部や消防団、警察等との連携をより一層強化しながら対応しているほか、役場職員の防災意識の向上にも大きく貢献してくれています。また、誠実で実直な人柄で、役場職員からの相談も真正面から受け止めアドバイスするなど、職員の力をよくまとめてくれていると私は大きく評価しています。特に新型コロナウイルス感染症に対しては、常に最悪のシナリオを想定しながら感染防止対策を講じたり、町民の皆様への周知を図るなど、常に一步前を進んだ、一步進んだ対応をしてくれておりまして、大いに評価するものであります。

以上のことを踏まえ、議員の皆様からもご理解の上、日沼副町長を再び選任することに対しご同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(皆川鉄也君) ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定より、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(皆川鉄也君) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(皆川鉄也君) 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(皆川鉄也君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票10票、無効投票1票。無効投票のうち白票1票。有効投票のうち賛成9票、有効投票のうち反対1票。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（皆川鉄也君） ただいま再任されました日沼町長より一言ご挨拶をお願いします。

○副町長（日沼一之君） まず最初に、平成30年5月10日に就任以来、大変不慣れな私をご指導、ご支援いただきました議会の皆様、この場をお借りしまして深く御礼と感謝を申し上げたいと思います。そしてまた、このたび引き続き森田町長より本職の要請をいただき、そしてまた議会の皆様のご同意をいただきました。本当に光栄でございます。そしてまた重責を感じております。

この後また、先ほど冒頭で町長がおっしゃった公約を軸に、議会の皆様と職員とともに、微力ではありますが全力で八峰町を少しでもよくするように努めたいと思いますので、どうぞこれからもご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、御礼と決意の挨拶とさせていただきます。

○議長（皆川鉄也君） 追加日程第24、議案第44号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 10番。

○10番（門脇直樹君） 私に関する選任議案ですので、退席を求めます。

○議長（皆川鉄也君） 10番議員の退室を許します。

(10番 門脇直樹君 退席)

○議長（皆川鉄也君） 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第44号、八峰町監査委員の選任について。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住所は八峰町八森字滝の間131番地、氏名は門脇直樹さん、昭和32年6月15日生まれです。

令和4年4月28日提出

八峰町長 森田新一郎

提案理由ですが、八峰町議会議員の中から選任する八峰町監査委員に、門脇直樹氏を

選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第80条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

恐れ入ります。議長欄には私の名前を記載していただきますとともに、委員長欄には水木壽保というぐあいにご記入を願います。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第26、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

先ほどと同じく議長欄には私の名前と、総務民生常任委員長欄には菊地 薫と、それ

から教育産業建設常任委員会委員長欄には笠原吉範とご記入をお願いします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第3回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 0時23分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会臨時議長 腰 山 良 悦

同 議 長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦